

# 令和7年度集団指導について

健康福祉部福祉課総務・監査係  
健康福祉部介護保険課事業管理係

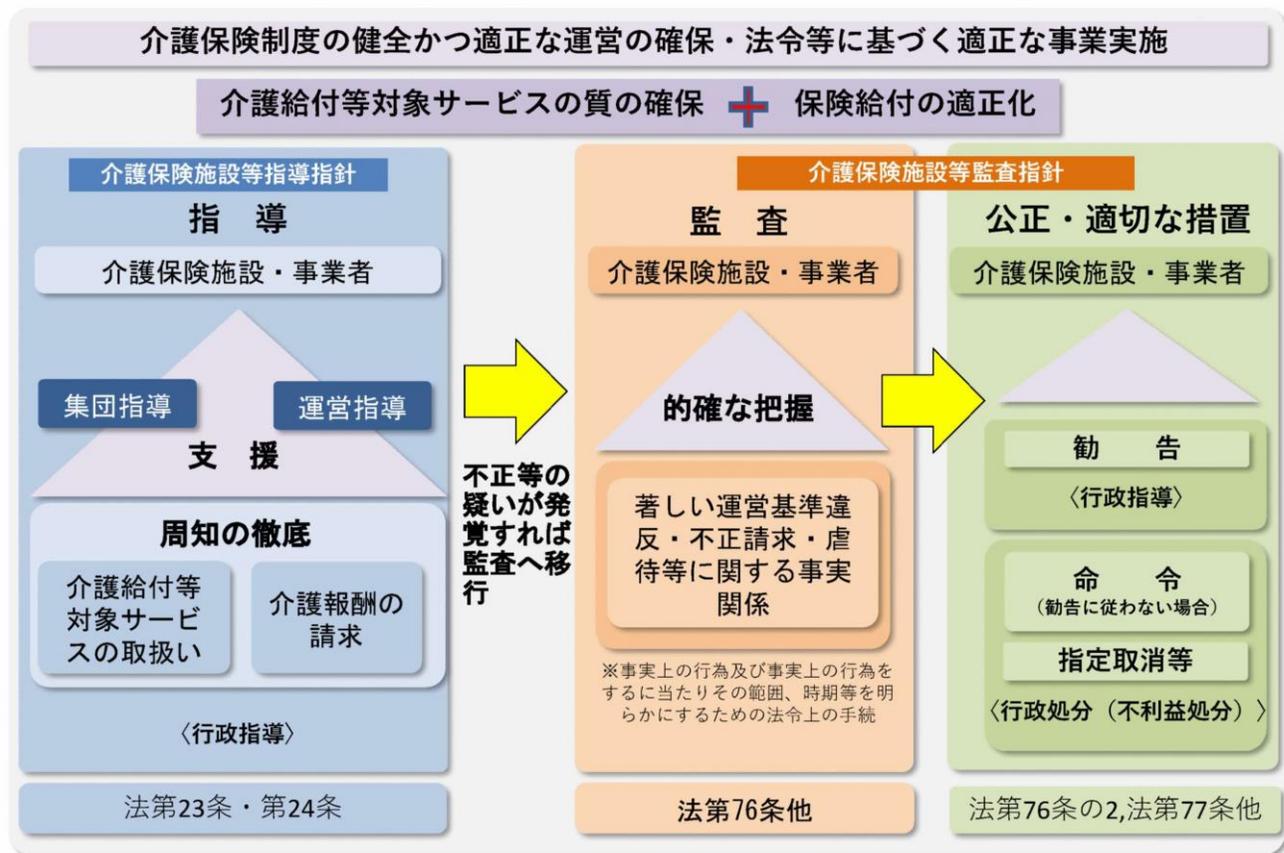


# (1) 指導監査の概要

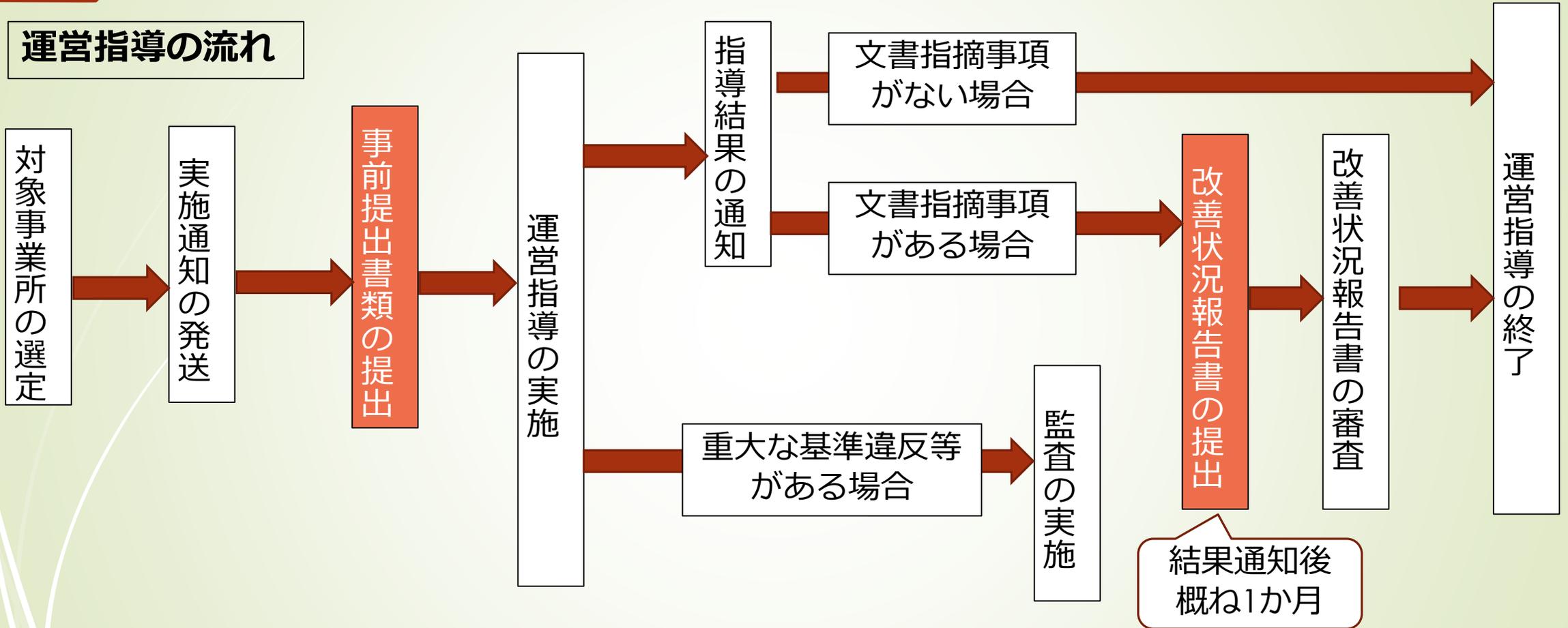
2

	指導	監査
根拠法令	介護保険法第23条・第24条	介護保険法第76条など
目的	介護保険事業の健全な運営を確保するため、サービスの質の確保や保険給付の適正化	不正などの疑いが発覚した際に、事実関係の適格な把握

## 介護保険制度における介護保険施設・事業者に対する指導監督



## (2) 運営指導及び監査の流れ



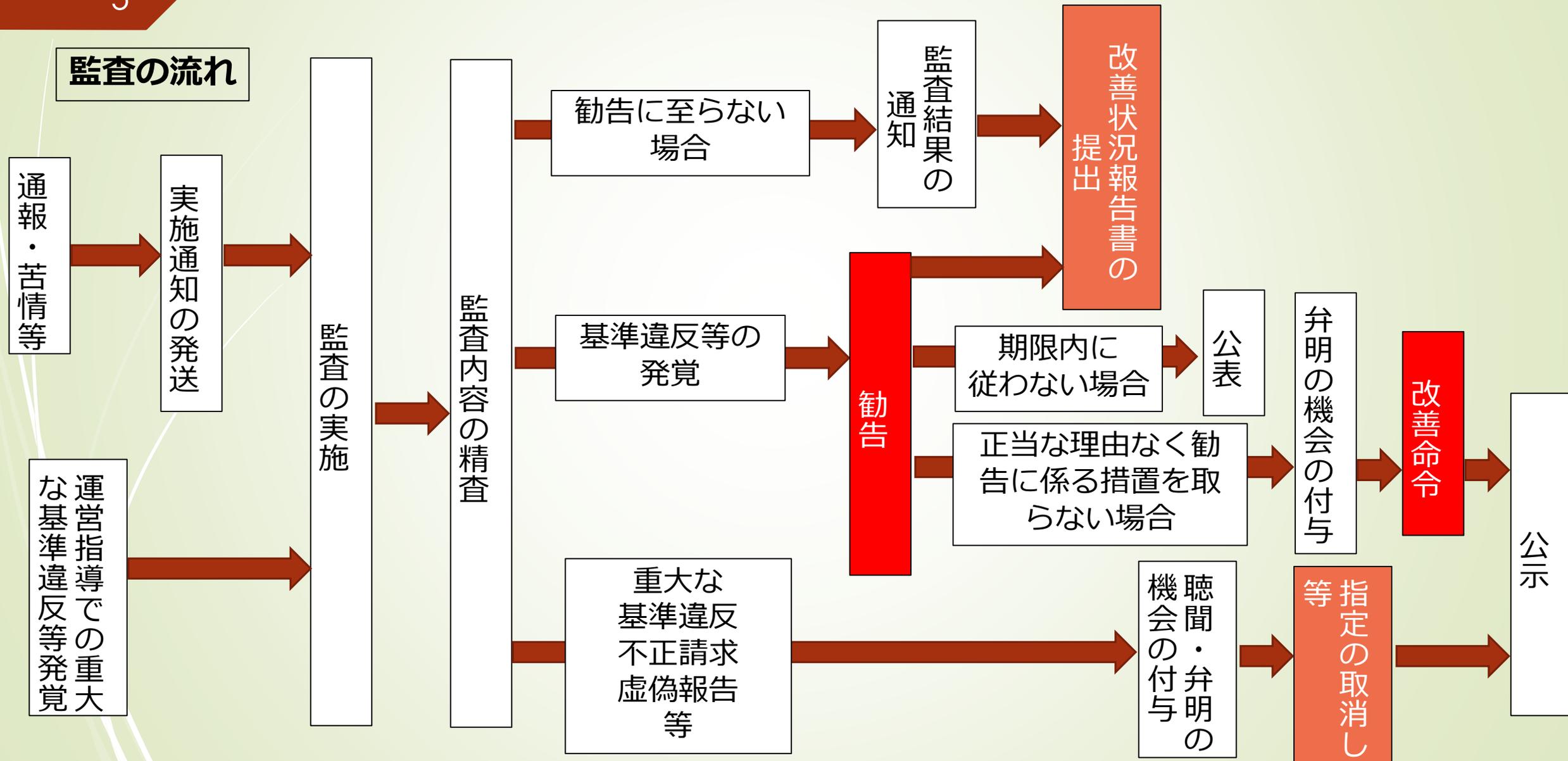
## (2) 運営指導及び監査の流れ

運営指導で基準違反などが発見された場合、その内容に応じて「文書指摘」、  
「口頭指摘」又は「助言」を行う。

	指導監査
文書指摘	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令、条例等に規定した事項に違反している場合</li> <li>※原則、通知日から30日以内に改善報告を行う。</li> </ul>
口頭指摘	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令、条例等に規定した事項に違反しているが、軽微である場合など</li> <li>※改善報告は不要</li> </ul>
助言	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令、条例等に規定した事項に違反していないが、今後も違反しないように適正な運営に資するものと考えられる場合</li> <li>※改善報告は不要</li> </ul>

## (2) 運営指導及び監査の流れ

5



## (2) 運営指導及び監査の流れ

6

★監査の結果により次の措置を実施する場合がある

<b>①行政上の措置</b>	<b>勧告・命令等</b> 人員基準を満たしていない事業者、設備・運営基準に従って適正な運営を行っていない事業者等に対して、期限を定めて是正を勧告し、期限内に従わなかったときはその旨を公表できる。また、勧告に沿った措置をとらない場合には期限を定めて措置をとるように命令し、その旨を公示する。 <b>指定の取消し・効力停止</b> 指定事業者が介護保険法第77条に定める取消事由のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことが可能。また、期間を定めて、指定の全部又は一部の効力を停止できる。(法第77条)
<b>②経済上の措置</b>	介護給付費等対象サービスの内容又は介護報酬の請求に関し不正又は不当の事実が認められ、これに係る返還金が生じた場合には、保険者において介護報酬の返還請求(返還金には、市町は40%の加算金を付すことが可能)を行う。



## (2) 運営指導及び監査の流れ

7

### 最近の他自治体での事例①（効力一部停止・指定取り消し等）

処分日	サービス種別	処分内容及び期間	処分を行う理由
令和7年12月17日付	認知症対応型共同生活介護	指定の効力の一部停止 （新規利用者の受入停止）	(1) 人格尊重義務違反 9名の利用者に対して、ベットの壁際に寄せて柵で囲む本人の行動の自由を制限する身体的拘束を行った。緊急やむをえない場合の3つの要件を満たすかどうかについての手続きを経ておらず記録も残っていなかった。
令和8年1月1日付	訪問介護	指定取消	(1) 運営基準違反 管理者について、指揮命令が適切になされていない (2) 介護給付費の請求に関する不正 特定の利用者22名について、サービスの提供していないにも関わらず、計画通りにサービスを提供したものとし、介護給付費を不正に請求し、受領した。 (3) 虚偽報告 実際にはサービス提供を行っていないにも関わらず、監査において電子のサービス提供記録を提出し、虚偽の報告を行った。
令和7年12月24日付	訪問介護	指定の全部効力停止 （3ヶ月）	(1) 不正請求 一定期間、早朝及び夜間の時間帯において、実際にはサービス提供を行っていなかったが、提供したとして、不正に請求し、受領した。 (2) 虚偽報告 実態のない勤務状況やサービス提供の記録を作成し、実績があったとする偽りの内容を提出、報告した。

## (2) 運営指導及び監査の流れ

8

### 最近の他自治体での事例②（効力一部停止・指定取り消し等）

処分日	サービス種別	処分内容及び期間	処分を行う理由
令和7年12月24日 付	訪問介護	指定の全部効力停止 (6ヶ月)	(1) 不正請求 一定期間、早朝及び夜間の時間帯において、実際にはサービス提供を行っていなかったが、提供したとして、不正に請求し、受領した。 (2) 虚偽報告 実態のない勤務状況やサービス提供の記録を作成し、実績があったとする偽りの内容を提出、報告した。
令和8年1月31日 付	居宅介護支援	指定取消	141名の利用者に対し、以下に記載する運営基準に沿った、ケアマネジメントを行っていなかった。当該運営基準に違反する場合は、運営基準減算を算定する必要があるにもかかわらず、減算を行うことなく、不正に介護給費を請求し、受領していた。 ① アセスメントを適切な時期に実施し、記録する ② サービス担当者会議を開催する ③ ケアプランの作成をする ④ 月に一度のモニタリング結果を記録する
令和8年2月10日 付	居宅介護支援	指定の全部効力停止 (3ヶ月)	(1) 人格尊重義務違反 管理者である主任介護支援専門員が利用者1名に対し、自宅に無理に押しかけ、本人の意向に沿わない形で聞取りを行うなどの心理的虐待を行った。 (2) 不正請求 運営基準減算に該当する状況であるにもかかわらず、減算を行うことなく介護報酬を不正に請求し、受領した。 (3) 虚偽答弁 監査聞取り時において、監査員に対し事実と異なる内容を回答した。

## (3) よくある指導等

### 〔運営〕 契約・雇用に関すること

- 契約内容及び手続の説明・同意漏れ
- サービス利用契約書の契約日や契約者氏名、提供するサービス内容及び説明者の記載漏れ
- 重要事項説明書記載の費用に係る単位数・加算額の誤り
- 重要事項説明書と運営規程間の整合性の乖離（営業日・営業時間 等）
- 従業員との雇用契約・労働条件通知書の不備・不足

## (3) よくある指導等

### 〔運営〕勤務体制等に関すること

- 原則として月ごとの勤務表を作成し、**事業所単位**で従業員の日々の勤務時間や常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にした勤務実態を反映した上で、配置状況が人員基準を満たしたものであるかの確認を行うこと
- 個人情報利用同意書（サービス担当者会議等で利用者及び家族の情報を開示することに対する同意書※
- ※事業所のHPに写真等を公開する場合は別に同意をとることが望ましい）の同意欄について、利用者の家族と代理人欄が同一になっているため、家族と代理人の同意欄を別に設けること

## (3) よくある指導等

### 〔運営〕 計画作成に関すること

- アセスメント・モニタリング記録が確認できない
- 個別（居宅）サービス計画を受領しておらず、計画間の整合性確認を怠っている
- 福祉用具の利用又は継続貸与の際に、サービス担当者会議等で利用の妥当性が検証されていない
- サービス担当者会議について、関係するサービス事業所を招集していない。サービス担当者会議について、やむを得ない理由で出席できない担当者に対して照会等で意見を求め、サービス担当者会議の要点（第4表）へ記録すべきところできていなかった
- ケアプランに医療系サービスを位置付けている利用者に対しての医師の意見書が確認出来なかった

### (3) よくある指導等

#### 〔報酬〕 各種加算・減算に関すること

- 各加算 ⇒ 利用者の同意が確認できない
- 通院時情報連携加算 ⇒ 算定に必要な記録内容が不十分と認められた。「診察に同行した年月日」「医療機関名及び医師等の氏名」「利用者の心身状況及び生活環境等必要な情報の提供」「医師から提供された情報」等の記録を残すこと

### (3) よくある指導等

13

#### 〔その他〕

- 利用者負担分の金銭※徴収有の事業所 の  
消込確認（既支払い分・未収分 等の把握）  
を正確に行うこと
- 職員の処遇に関することについては、定期  
的な面談等を通じて、働く職員の不満や悩  
みを吸い上げ、適切な対応を実施されたい